

立入管理措置を講じたうえで行う飛行

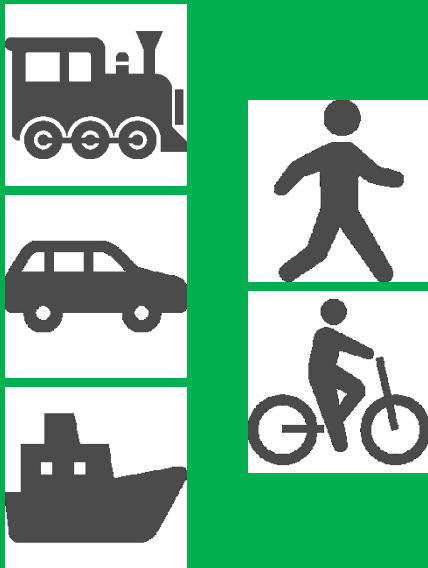
第三者上空とは？

「第三者」の上空をいい、当該第三者が乗車する移動中の車両等の上空を含む。

この場合の「上空」とは、**第三者の直上だけでなく、飛行させる無人航空機の落下想定範囲**も考慮しなければならない。

第三者が屋内にいる場合や静止車両等の中などの安全な覆い※の下にいる場合は第三者上空と見なさないものの、当該覆いの下から出てきた場合は第三者上空にあたる。

※無人航空機がその構造物、車両等（移動中の車両等は除く。）に衝突した場合に人を危害から保護できるものをいう。



第三者、自転車
移動中の車両、船舶等



立入管理区画へ

接近



無人航空機の飛行経路下に第三者の立ち入り又は
そのおそれのあることを確認した際は！

直ちに、以下の**いずれか**の処置を講じる。

飛行の停止

安全な場所への着陸

飛行経路の変更

その他の必要な措置

万が一を想定した事前の備えが大事（・・・するかも）

✎ 飛行経路下の人に危害を加えない！

✎ 交通災害を引き起こさない！

第三者とは？

無人航空機の飛行に直接的又は間接的に関与していない者をいう。

次に掲げる者は無人航空機の飛行に直接的又は間接的に関与しており、「第三者」には該当しない。

○第三者に関すること
「無人航空機に係る規制の運用における解釈について」
<https://www.mlit.go.jp/common/001303820.pdf>

(A) 無人航空機の飛行に直接的に関与している者（直接関与者）

操縦者（操縦する可能性のある者）、補助者等
→ **無人航空機の飛行の安全確保に必要な要員**



(B) 無人航空機の飛行に間接的に関与している者（間接関与者）

飛行目的について無人航空機を飛行させる者と**共通の認識を持ち、次のいずれにも該当する者**

- 無人航空機を飛行させる者が、間接関与者について無人航空機の飛行の目的の全部又は一部に関与していると判断している。
→ **操縦者と共通の飛行目的を持っている者**
- 間接関与者が、無人航空機を飛行させる者から、無人航空機が計画外の挙動を示した場合に従うべき明確な指示と安全上の注意を受けている。なお、間接関与者は当該指示と安全上の注意に従うことが期待され、無人航空機を飛行させる者は、指示と安全上の注意が適切に理解されていることを確認する必要がある。
→ **飛行の安全上の従うべき明確な指示及び注意を受けていること**
→ **指示及び注意事項を適切に理解（確認）していること（言った、伝えただけではNG）**
- 間接関与者が、無人航空機の飛行目的の全部又は一部に関与するかどうかを自ら決定することができる。
→ **飛行の全部又は一部に関与するかどうかを自ら決定することができること**

（一例）

- ・映画・CMの撮影における俳優やスタッフ
- ・学校等での人文字の空撮における生徒（付近の住民等の見学者を除く） 等